

むつ市議会第185回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成17年9月12日(月曜日)午後1時開議

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第179号 むつ市過疎地域自立促進計画について
- 第2 議案第180号 むつ市個人情報保護条例
- 第3 議案第181号 むつ市脇野沢地域交流センター条例
- 第4 議案第182号 むつ市ウェルネスパーク条例
- 第5 議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第184号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第185号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第186号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第187号 むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第188号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第189号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第194号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第195号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第14 議案第196号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第197号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第16 報告第35号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成17年度むつ市水道事業会計補正予算)
- 第17 議案第198号 平成16年度川内町一般会計歳入歳出決算
- 第18 議案第199号 平成16年度川内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第200号 平成16年度川内町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第20 議案第201号 平成16年度川内町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第21 議案第202号 平成16年度川内町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第22 議案第203号 平成16年度大畑町一般会計歳入歳出決算
- 第23 議案第204号 平成16年度大畑町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第24 議案第205号 平成16年度大畑町魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第25 議案第206号 平成16年度大畑町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第26 議案第207号 平成16年度大畑町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第27 議案第208号 平成16年度大畑町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第28 議案第209号 平成16年度脇野沢村一般会計歳入歳出決算
- 第29 議案第210号 平成16年度脇野沢村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

- 第30 議案第211号 平成16年度脇野沢村介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第31 議案第212号 平成16年度脇野沢村老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第32 議案第213号 平成16年度脇野沢村簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 第33 議案第214号 平成16年度脇野沢村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第34 議案第215号 平成16年度川内町水道事業会計決算
- 第35 議案第216号 平成16年度大畑町水道事業会計決算
- 第36 議案第217号 平成16年度むつ市水道事業会計決算

【報告に対する質疑】

- 第37 報告第 34号 平成16年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書

【議員派遣】

- 第38 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（61人）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 菊池一郎 | 2番 | 富岡幸夫 |
| 3番 | 横垣成年 | 4番 | 川下八十美 |
| 5番 | 山本留義 | 6番 | 白井二郎 |
| 8番 | 村川壽司 | 9番 | 小林正俊 |
| 10番 | 新谷功肇 | 11番 | 高田正弘 |
| 12番 | 佐々木 | 13番 | 石田勝弘 |
| 14番 | 鎌田古よ子 | 15番 | 菊池広志 |
| 16番 | 野呂泰喜 | 18番 | 川端澄男 |
| 19番 | 富岡修 | 20番 | 中村正志 |
| 21番 | 斉藤孝昭 | 22番 | 宮下順一郎 |
| 23番 | 赤松功 | 25番 | 本間千佳子 |
| 26番 | 坪田智十司 | 27番 | 田澤光雄 |
| 28番 | 福永忠雄 | 29番 | 工藤孝夫 |
| 30番 | 大澤敬作 | 31番 | 徳誠 |
| 32番 | 飛内賢司 | 33番 | 半田義秋 |
| 34番 | 牛滝春夫 | 35番 | 東健而美 |
| 36番 | 坂井一利 | 37番 | 板井磯美 |
| 38番 | 松野裕而 | 39番 | 東谷正司 |
| 40番 | 東谷良久 | 41番 | 佐々木隆徳 |
| 42番 | 立石政男 | 43番 | 竹本強 |
| 44番 | 杉浦守彦 | 45番 | 柴田峯生 |
| 46番 | 杉浦洋 | 47番 | 千船司 |
| 48番 | 佐藤司 | 49番 | 澤藤一雄 |
| 50番 | 千賀武由 | 51番 | 目時睦男 |
| 52番 | 田高利美 | 53番 | 濱田栄子 |
| 54番 | 堺孝悦 | 55番 | 菊池清 |
| 56番 | 澤田博文 | 57番 | 柏谷均 |
| 58番 | 工藤清四郎 | 59番 | 毛馬内光雄 |
| 60番 | 慶長徳造 | 62番 | 杉本清記 |
| 63番 | 久保田昌司 | 64番 | 川端一義 |
| 65番 | 服部清三郎 | | |

欠席議員（3人）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 7番 | 村中徹也 | 24番 | 工藤直義 |
| 61番 | 池田正利 | | |

開議の宣告

午後 1時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は61人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

8月29日に各常任委員会及び決算審査特別委員会に付託されました議案の審査結果について、会議規則第104条の規定に基づき、8月31日、決算審査特別委員長から、また9月1日、総務、建設及び教育民生常任委員長から、それぞれ委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布してありますので、ごらん願います。

次に、9月6日、大澤敬作議員の一般質問の中で、市長から資料提出の答弁がありましたが、本日文書で回答がありましたので、お手元に配布してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1～日程第36 委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第179号 むつ市過疎地域自立促進計画についてから、日程第36 議案第217号 平成16年度むつ市水道事業会計決算までの36件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第179号、議案第180号及び議案第183号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（11番 高田正俊議員登壇）

○11番（高田正俊） 総務常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、8月31日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案3件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第179号 むつ市過疎地域自立促進計画についてであります。これについて理事者側から、次のような説明がありました。

この計画は県より過疎債の許可等の関係で本年9月をめどに作成してほしい。作成に当たっては市町村計画、建設計画と整合性を持ったものとしていただきたいとのことであり、むつ市ではことし4月に各庁舎の地域振興課を窓口として担当課長会議を開き、作成作業に入った。

7月に計画（案）について県のヒアリングを受け、8月には各地区の議員への説明会を開催した。計画（案）について県では特に異議はないが、計画実施に当たっては、財政運営計画進捗状況等を踏まえて、その都度事業実施の必要性、事業効果、事業規模の妥当性を十分検討する必要があるとの説明がありました。

これについて、委員からは、年度別事業計画はいつごろ提示できるのかとの質疑があり、理事者

側からは、12月ころまでには提示できるとの答弁がありました。

次に、議案第180号 むつ市個人情報保護条例について、委員より規則ができたなら配布してほしいとの要望がありました。

これについて理事者側からは、規則等は条例が可決されると規則も含め公布するので、その後議員に配布するとの答弁がありました。

また、別の委員からは、名前や住所、生年月日以外のセンシティブ情報として、健康、思想、宗教、資産、収入等は収集しないとのことであるが、そのとおりかとの質疑があり、理事者側からは思想、宗教等は入れていないとの答弁がありました。

さらに、住民基本台帳法とのかかわりについて質疑があり、理事者側からは個人情報保護条例は個人情報の保護から本人の了解がないと情報収集できないが、住民基本台帳は正当な理由があれば情報は閲覧できることが違いであるとの答弁がありました。

その他、法定代理人はうたっているが、弁護士等が本人の委任状を持って開示を求めた場合はどうかとの質疑があり、理事者側からは委任状等があればよい、様式については検討するとの答弁がありました。

この後、1名から反対討論がありました。

次に、議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、委員から、65歳以上の者にかかわる個人住民税の非課税措置の廃止は地方の苦しい生活を認めていないが、対象人員はどのくらいあるかとの質疑があり、理事者側からは対象者については、17年度は均等割で320人、所得割で248人となり、これによる税収増は、18年度で約130万円、19年度は約280万円であるとの答弁がありました。

また別の委員からは、施行期日は延ばせないのかとの質疑があり、理事者側からは、延ばすこと

については可能であるが、今まではやったことはないとの答弁がありました。

この後、2名から反対討論がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第197号及び報告第35号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

（2番 富岡幸夫議員登壇）

○2番（富岡幸夫） 建設常任委員会に付託されました議案1件、報告1件について、審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

本委員会は、8月31日、関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案、報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第197号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。

このことについて委員から、市債が増加し一般会計繰入金が増減したとのことだが、下水道事業特別会計に關しての起債発行限度額はどの程度あり、また発行する余裕はあるのかとの質疑に対して、理事者側から限度額はない。これから万が一補正等で1億円の増額になったとしても起債を借りることはできるが、起債の借り入れには財政融資の枠があり、その中で借りることができなければ縁故債の投入になる可能性があるとの答弁がありました。

さらに同委員から、市債は借金であるが、限度

額がないということはさまざまな条件がそろえば大きな市債発行が可能ということになる。形として一般会計の負担が減ったということだが、今年度中にさらに市債発行を考えているのかとの質疑に対し、理事者側から今後の補正は考えていないとの答弁がありました。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第181号、議案第182号、議案第184号から議案第189号まで及び議案第194号から議案第196号までについて、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（ 8 番 村川壽司議員登壇 ）

○ 8 番（村川壽司） 教育民生常任委員会に付託されました議案11件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、8月31日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布の委員会審査報告書のとおりであります。議案第182号、議案第188号及び議案第189号の3件につきましては異議があり、反対意見が出されましたが、賛成多数で原案のとおり可決されました。その他の議案8件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第181号 むつ市脇野沢地域交流センター条例についてであります。

この議案について理事者側から、同センター完成に伴い、これを有効活用し、市民に対して利便を図るための条例提案であるとの説明がありました。

この施設の利用について委員から、利用できる

人の範囲と、むつ市民が利用する場合の減免措置について質疑があり、理事者側から、この施設は全国の個人・法人の利用が可能で、市民や市内のサークル・団体等が利用する場合には減免規定があり、使用料を徴収されることはほとんどないとの答弁がありました。

さらに他の委員から使用料の設定に当たり、使用区分を午前・午後・夜間としているが、利用する側のニーズに合わせて1時間ごとの区分にすることの是非について質疑があり、理事者側から、使用時間には準備及び使用後の原状回復に要する時間も含まれており、公民館を利用する多くのサークル・団体等の使用目的から見ても午前・午後・夜間という区切りで使用する頻度が高い。また、県内全域においても公民館等の使用時間の区分は、午前・午後・夜間となっているとの答弁がありました。

また他の委員からこの施設を指定管理者ではなく、むつ市の直接管理とした理由についての質疑があり、理事者側から、指定管理者制度は住民の多様化するニーズに効果的・効率的に対応するため、施設の管理運営に民間能力を活用して、より柔軟で質の高いサービスの向上と経費の節減等を図ることを基本としている。将来的には指定管理者制度の導入も視野に入れながら検討していくが、現時点では直接管理とした方が住民サービスの要求に、よりこたえられると判断した。また施設予約について、地域イントラネットの利用も考えていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第182号 むつ市ウェルネスパーク条例についてであります。

この議案について理事者側から、センターハウス・プール等を備えたむつ市ウェルネスパークが本年7月末に完成し、スポーツ振興と市民の健康増進を図るため、平成18年4月1日より指定管理者制度を導入し運営するための条例提案であると

の説明がありましたが、このことについて複数の委員から質疑がありました。

まず、この施設の経費について年間1億3,000万円かかるが、委託を受けた指定管理者が管理費を捻出できない事態は想定していないとの説明に対し、その根拠について委員から質疑があり、理事者側から、指定管理者制度を導入することによって人件費の削減が可能であり、公共団体が直接管理する場合と比較すると、効率的・弾力的な運営が期待できるだけでなく、より多角的かつ商業ベースでの運営が可能で、住民に対し幅広い施設提供が可能になると考えている。ただ使用料等の収入だけでは管理費を工面できないと考えるが、維持費・運営費等の積算をした上で、赤字とならないよう契約する基本方針を維持したい。電気料・水道料等の経費や使用料自体についても不確定であるので、初年度、次年度の運営状況を見ていきたいとの答弁がありました。

さらに委員から6点の質疑がありました。

1点目として、管理委託させるに当たり委託団体の実績・専門性・サービスの質・継続性・安定性について条例に定める必要があるのではないかと質疑に対し、理事者側から、公の施設として安定性・信用性については、公募した段階で相応の書類審査をし、経営者として資格があるか、資金力・保証力及び納税実績等厳しくチェックしていくとの答弁がありました。

2点目として、応募資格や選考基準についての質疑に対し、理事者側から、指定管理者の候補者選考については、選考審査会において、

- ・市民の公平な利用が確保されること
- ・施設の利用が増進されること
- ・施設の効率的な管理ができること
- ・施設の管理を適正かつ安定して行う能力を有していること
- ・効果的な管理を踏まえたうえで、現在の管理

団体の職員の雇用を含めたスポーツ関係の人材の確保に配慮されていること

等が挙げられるとの答弁がありました。

3点目として、個人情報保護条例の適用についての質疑に対し、理事者側から、今定例会で提案されている「むつ市個人情報保護条例」を受ける形で進むとの答弁がありました。

4点目として、委託後、自治体による定期的な調査結果に基づく改善指示を行うかとの質疑に対し、理事者側から、この種の指定管理者制度において市内で実績のある業者はないが、できれば市内業者を指定管理者にしたいと考えている。実績がないので、市側もサポートしながら管理していくとの答弁がありました。

5点目として、労働基準法の適用についての質疑に対し、理事者側は、法の遵守はもちろん、抵触するような雇用形態はないとの答弁がありました。

6点目として、指定管理者制度には兼業禁止規定はないが、首長・議員・特定団体等が経営する会社や法人については、参入規制が必要と考えるがどうかとの質疑に対し、理事者側から、地方自治法に違反しないよう審査していくが、指定管理者はだれでも応募できることになっている。県とも協議しながら法に抵触しないよう対処するとの答弁がありました。

また複数の委員から、施工中に起きた克雪ドーム屋根破損事故について、原因・責任の所在、また今後も事故が起こり得るものか質疑がありました。まず、事故の原因について理事者側から、四角形の上に球形を乗せたこのドームは、四角形の部分に雪の堆積場を設けた日本で初めての形をしている。これは、管理上メンテナンスフリーとなるよう設計されたもので、本来除雪しないで雪を放置でき、この設計は発注者・設計者・施工業者3者の合意の上で行われたものである。しかし想

定外の雪が堆積し、堆積してはならない幕構造の部分に雪が積もったために起きた事故であるとの答弁がありました。

また事故責任の所在については、設計業者は、札幌ドームも手がけており、雪に対しかなりの信用度がある。札幌の雪の量・質は青森県とは違うが、より詳細なデータに基づいて設計されており、その際県はもちろん、当市の多くの意見・要望を盛り込んだもので、その基準についても厳しい審査が行われてきた。また施工管理においても、日々の現場確認はもちろん、工事の節目において市関係者の立ち会いのもと、品質検査を含めた県の厳しい検査を受けており、極めて高いレベルのチェックが行われてきた。県からも設計上・施工上のミスがあったと報告を受けていないし、市側もこれらのミスはないものと受けとめている。施設が県から市に譲渡された後は、建物に関して当市が責任を負うことになるので、建物損害保険・人的損害保険等の加入により対処していきたい。細部にわたる維持管理上の補修については、今後契約書の中で明確にしていくとの答弁がありました。

今後の事故予防については、県から施設の管理体制について、的確な指針を示してもらい、それに沿った維持管理をしていくとの答弁がありました。

さらに他の委員から、いす・机等の備品の貸し出しについて無料にできなかったのかとの質疑があり、理事者側から、備品の使用料については指定管理者が本案の料金表の記載金額を上限とし、その中で自由に設定できるよう定めているとの答弁がありました。

また使用料金の免除規定について委員から質疑があり、理事者側から、

- ・市の主催行事
- ・学校教育課程の中の活動

・市長が特に認めるもの等について免除する。「市長が特に認めるもの」については、指定管理者と協議の上、決めていくとの答弁がありました。

さらに他の委員から、むつ市ウェルネスパーク指定管理者制度の導入に関し、その準備行為について質疑があり、理事者側から、施設の内覧会や体育協会を通じ、各種スポーツ団体に無料で試用してもらう計画を立てている。また平成18年4月までの期間を、指定管理者の訓練期間とし、機械・器具等の操作や接遇等について指導していくとの答弁がありました。

このむつ市ウェルネスパーク事業について多くの委員から、県から譲渡を受ける前に確かな安全性を確保し、不安を抱えたままの譲渡ではなく、多くの市民が安心して利用できるよう、県と十分協議してほしいと要望がありました。

次に、議案第185号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、社会教育行政の充実を図るため委員の定数を6名増員し、13名とするためのものであるとの説明がありました。このことについて委員から、委員の選出方法について質疑があり、理事者側から、広く地元住民の意見を取り入れるため、各分庁舎の教育課に依頼するとの答弁がありました。

次に、議案第186号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、脇野沢地域交流センターに併設される脇野沢公民館に関する規定を整備するためのものであるとの説明がありました。

この施設の管理体制について委員から質疑があり、理事者側から、脇野沢地域交流センターの維持管理は、脇野沢分庁舎教育課の職員及び中央公民館の職員が兼務で行うとの答弁がありました。

次に、議案第187号 むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、文化財保護行政の充実を図るため文化財保護審議会委員の定数を5名増員し、15名とするためのものであるとの説明がありました。

このことについて委員から、地区ごとの委員構成について質疑があり、理事者側から、文化財保護審議会委員の地区ごとの構成は、文化財の重要性を考えると人口比では見積もることができないため苦慮したが、現行のむつ地区の委員を10名から1名減じ9名とし、その他の地区は各2名としたとの答弁がありました。

次に、議案第188号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、大畑地区のむつ市宍沢スキー場の管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであるとの説明がありました。

このことについて委員から、このスキー場は現在、財団法人むつ市教育振興会に業務委託しているが、指定管理者制度が導入された場合における積算経費の差についての質疑があり、理事者側から、指定管理者に委託することで経費の節減可能な部分はあるが、人件費に関連する部分については現時点では不明であるとの答弁がありました。

また現在委託している財団法人むつ市教育振興会の業務が減少するとの質疑があり、これについては、この組織の強化と存続を祈念しつつ、また指定管理者制度への他の応募者がいることを想定しながらこの条例を提案したとの答弁がありました。

さらに料金収入と維持管理等の経費に差異が生じた場合どうするのかとの質疑があり、リフト使用料だけでは管理運営は難しい。歳入歳出の差異については市から支出することになるとの答弁が

ありました。

また他の委員から、採算のとれない事業の指定管理者制度導入の理由は何かとの質疑があり、理事者側から、現在の業務委託では収入を伸ばす要素が希薄であるが、指定管理者制度を導入することにより、夜間延長や各種スポーツイベントの開催等で住民のニーズにこたえられるメニューの拡大が図られ、収入のアップにつながる。また地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入されたことから当市でもその効果的運用に向けて、市の直接管理から民間能力を活用する指定管理者制度へ移行するものであるとの答弁がありました。

また、今回釜臥山スキー場を指定管理者制度から除外したことについて委員から質疑があり、理事者側から、現在釜臥山スキー場はリフトかけかえ工事中で、スキー場拡張整備の最中でもあり、指定管理者制度導入の条件が整っていない。さらに索道事業についてはリフト運用に当たる資格者の常置が義務づけられているため、この条件を満たさなければ指定管理者に応募できないが、市内の業者に資格取得者がいないこともあり今回の提案から除外した。将来的には釜臥山スキー場も対象施設になり得るとの答弁がありました。

また委員から、公共施設の管理運営が指定管理者へ移行する際は、より柔軟で質の高い住民サービスの向上につながるよう、指定管理者への教育・指導はしっかりやってもらいたいとの要望がありました。

次に、議案第189号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

この議案について理事者側から、大畑地区のあさひな丘公園内のスポーツ施設、野球場・陸上競技場・プール・庭球場の管理運営に指定管理者制度を導入するためのものであるとの説明がありました。

このことについて委員から、現在財団法人むつ

市教育振興会に業務委託している委託料と指定管理者の委託料との差について質疑があり、理事者側から、人件費では大きな差は生じない。管理運営の中で野球場の掃除・陸上競技場内の芝刈り等でのコスト削減は図られる。しかし財政的効果については現段階では不確定であるとの答弁がありました。

委員からは、指定管理者制度を導入する際は、住民サービスの向上だけでなく経費の節減等を図ることも重要で、その効果をよく精査したうえで条例提案してほしいとの要望がありました。

次に、議案第196号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。

この議案について理事者側から、制度改正に伴う介護保険事務処理システム改修費、介護認定に係る認定調査等費、前年度介護給付費負担金及び交付金の精算による償還金及び一般会計への繰出金であるとの説明がありました。

このことについて委員から、介護認定に係る認定調査費の増額の理由について質疑があり、理事者側から、介護認定に係る訪問調査員は旧むつ市は13名を委嘱していたが、旧3町村は主に事業者に委託してきた。法改正による制度の見直しで、より公正な調査を推進する意味から、新規の申請分から市の訪問調査員による直接調査を実施することになり、そのための増額であるとの説明がありました。

また他の委員からは、低所得者に対する軽減策を今後も実施し、市としての救済措置をするよう強く要望がありました。

以上で教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第198号から議案第217号までについて決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審

査特別委員長。

（46番 杉浦 洋議員登壇）

○46番（杉浦 洋） 決算審査特別委員会に付託されました、議案第198号 平成16年度川内町一般会計歳入歳出決算から、議案第217号 平成16年度むつ市水道事業会計決算までの議案20件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、8月30日に、市長、助役、収入役ほか関係部課長等の出席を求めて、審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第198号 平成16年度川内町一般会計歳入歳出決算については、賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第199号 平成16年度川内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第200号 平成16年度川内町老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第201号 平成16年度川内町介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第202号 平成16年度川内町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次は、議案第203号 平成16年度大畑町一般会計歳入歳出決算については、賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第204号 平成16年度大畑町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第205号 平成16年度大畑町魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第206号 平成16年度大畑町老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第207号 平成16年度大畑町下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第208号 平成16年度大畑町介護保険特別会計歳入

歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次は、議案第209号 平成16年度脇野沢村一般会計歳入歳出決算については、賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第210号 平成16年度脇野沢村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第211号 平成16年度脇野沢村介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第212号 平成16年度脇野沢村老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第213号 平成16年度脇野沢村簡易水道特別会計歳入歳出決算、議案第214号 平成16年度脇野沢村下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第215号 平成16年度川内町水道事業会計決算、議案第216号 平成16年度大畑町水道事業会計決算、議案第217号 平成16年度むつ市水道事業会計決算は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 2時01分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第179号

○議長（宮下順一郎） まず、議案第179号 むつ市過疎地域自立促進計画について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第179号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第180号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第180号 むつ市個人情報保護条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番横垣成年議員。

（3番 横垣成年議員登壇）

○3番（横垣成年） 議案第180号 むつ市個人情報保護条例に対し、反対討論を行います。

本案は、市が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定め、公正で信頼ある市政の推進及び個人の権利、利益の保護を図るためのものであります。

個人情報保護が問題になった背景は、1999年、個人情報を全国のコンピューター網に乗せて政府が一元的に管理するよう住民基本台帳法が改正されたこと、そして情報通信技術の急速な発展により民間企業に膨大な個人情報が集積されたことにあります。プライバシーを保護する法制定、整備が求められました。その社会的な要請を受け、政府は2003年5月に個人情報保護法案を成立させました。

1、政府の法案は、肝心のプライバシー権が明

記されていません。法案には、思想、信条など個人の名誉、信用、秘密に直接かかわるセンシティブ情報収集の原則禁止規定が欠落しています。むつ市個人情報保護条例も同様であります。

2、政府の法案は、国民が自分の個人情報の開示を求めても、事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、これを拒否できるとしています。30条1項、自分の情報の取り扱いに本人が関与し、選択するという自己情報コントロール権が明記されていないため、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は開示の例外とされており、結局企業や行政機関の運営が優先され、憲法上の権利であるプライバシー保護を中心とした個人の権利が後景に追いやられています。むつ市個人情報保護条例も同様であります。

3、政府の法案は、目的外利用についても相当な理由などというあいまいな規定で目的外利用ができるとしています。よって、行政の都合や利便性に偏った判断で個人情報が国の機関から地方公共団体まで全国の行政機関で使い回されるおそれが払拭できず、行政機関に対する国民の不安と不信は高まるばかりです。むつ市個人情報保護条例も同様であります。

以上、文字どおり個人情報保護法としては不十分な条例であることを指摘し、本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第180号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者55人、起立しない者5人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第180号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第181号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第181号 むつ市脇野沢地域交流センター条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第181号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第182号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第182号 むつ市ウェルネスパーク条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。29番工藤孝夫議員。

（29番 工藤孝夫議員登壇）

○29番（工藤孝夫） 議案第182号 むつ市ウェルネスパーク条例に対し、反対討論を行います。

本案は、センターハウスと克雪ドーム施設に指定管理者制度を導入するものであります。指定管理者制度は、国の進める構造改革の一環としてつくられた制度で、行政の責任を放棄する方向に進めるものです。県から市に譲渡された後の年間維

持費は1億3,000万円とされていて、財政的にも一層市の重荷になっていくことが危惧されます。

さらには、これまでも指摘されてきたように、第1に、利用許可や条例の範囲で料金設定が可能なこと、2に、住民に対する公的責任が後退すること、3に、住民と議会のチェックが後退すること、4に、雇用と労働条件の後退等が挙げられます。加えて広く指摘されていることに兼業禁止規定が適用されないという問題があります。これについて、地方自治法上における取り扱いを受けるということで軽視されがちですが、既に問題が起こっている自治体も出てきております。したがって、私は首長や議員、その関係者、特定団体が経営する会社及び法人の参入の規制を条例上も明確に盛り込むべきである、このことも指摘して討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第182号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者54人、起立しない者6人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第182号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第183号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

すので、順次発言を許可します。まず、45番柴田峯生議員。

（45番 柴田峯生議員登壇）

○45番（柴田峯生） 議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

私は、議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例に反対する立場から、その理由を述べ、反対討論をいたします。

まず、地方分権を尊重する立場から、地方自治体の税のあり方として、自治体がその住民に対する税を判断すべきであります。今回の改正の中で条例第12条第1項第2号は、均等割及び所得割を非課税とする対象から、前年の合計所得金額が125万円以下の65歳以上の者を削除し、この65歳以上の者に関する個人の住民税非課税を廃止するものであります。

今回の改正では、平成18年度以降の住民税が適用されますが、平成17年1月1日現在、65歳以上であった者の平成18年度分は、均等割では通常3,000円が1,000円に、所得割を3分の2減額、平成19年度は均等割が2,000円に、所得割が3分の1減額するといった段階的な措置はとられていますが、高齢者をねらい撃ちの増税になります。これによると、むつ市の対象者は平成17年度は均等割で320名、所得割で248名と委員長からも報告されましたが、本日渡された資料によりますと、均等割は369名、所得割は259名の課税対象となると、いわゆる住民税がふえる見込みであります。

また、徴収される税額の予測計算では、平成18年度で130万円と、これも委員長報告であります。本日の資料によりますと140万7,900円になります。また、平成19年度では280万円と担当者の答弁であります。65歳以上の者の市民税が高くなります。そこで、むつ市の財政事情を勘案したとき、この税額の増収は赤字の解消に貴重な財源とはな

りますが、多額所得者があふれている大都市とは違って、定額の年金暮らしが多いむつ市民の立場を考慮したとき、非課税から課税者となる高齢者の痛みは、税負担を薄く公平にとはいうものの、市民には相当の負担と痛みとなることでしょう。さらには、扶養者の対象からも外される方や国保保険税、介護保険料、医療費負担などの加算される方など日常生活に大きく影響を与えることは必至であります。加えて市民の中に合併による増税感として加速されることが広まるおそれがあります。

私は、市長以下担当者を困らせるために反対するものではなく、むしろ財政再建の基本的な考え方として、国から地方への財源移譲を目指した地方分権と自主課税という立場から、法に準じた改正をしなければならない義務はないことを確認し、また地方交付税の算定にしても、平成18年度では100万円に満たない基準財政収入額の減少にすぎないものであって、この額も既決の行政経費の見直しで解消できると思います。

一方、もし仮に全国で例を見ない事態になったとしても、それに国や県の法律に準じた方法を願う指導があったとしても、地方分権の確立と市民の生活を守ることが地方自治体の責務であり、大切であります。これが条例改正に反対する理由であります。どうぞご賛同いただきますようお願い申し上げます、反対の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の討論を終わります。

次に、30番大澤敬作議員。

（30番 大澤敬作議員登壇）

○30番（大澤敬作） 議案第183号 むつ市税条例の一部を改正する条例に対して反対討論を行います。

本案は、高齢者65歳以上の方の非課税の廃止を

進めるものであります。川内町の担当課に聞いたら、70歳以上は10万円の控除があるのに、来年度から、その控除がなくなりますよと、そういう明確なお答えをいただいております。ここに来て高齢者に対して何と冷たい、こういう高齢者いじめの増税だということ、この点を明確にしながら、私は反対するものであります。

さらに、きょうは市長から回答をもらってもいますけれども、介護保険料の負担増、そして施設入所者への負担増などもあり、高齢者に冷たい、国の悪政からむつ市民を守るため、むつ市独自の救済策をとるべきことを提案し、本案に反対をいたします。

また、常任委員会でも、また先ほどの柴田議員の討論でも、委員会でも2名の反対があるということも報告されました。そういう立場から、高齢者いじめのこうしたことについて、断じて許すわけにはいかない、社会に貢献してきたお年寄りを大事にするという、そういう立場で議員皆さん方のご賛同をよろしく願いをいたしまして、反対討論といたします。

○議長（宮下順一郎） これで大澤敬作議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第183号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者43人、起立しない者16人）

○議長（宮下順一郎） 起立多数であります。よって、議案第183号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第184号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第184号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第184号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第185号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第185号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第185号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第186号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第186号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第186号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第187号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第187号 むつ市文化財保護条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第187号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第188号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第188号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) 議案第188号 むつ市営スキー場条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、大畑の宍沢スキー場の管理に指定管理者制度を導入するためのものであります。指定管理者制度導入については、議案第182号の工・孝夫議員と同様の理由で反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これですべて討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第188号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者55人、起立しない者5人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第188号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第189号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第189号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) 議案第189号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、大畑のあさひな丘球場ほか3施設の管

理に指定管理者制度を導入するためのものであります。前議案同様の理由で反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これですべて討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第189号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者54人、起立しない者5人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第189号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第194号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第194号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第194号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第195号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第195号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第195号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第196号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第196号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番横垣成年議員。

(3番 横垣成年議員登壇)

○3番(横垣成年) 議案第196号 平成17年度むつ市介護保険特別会計補正予算に対し、反対討論を行います。

本案は、自民、公明与党と民主党の賛成で成立した改悪介護保険法が来月10月から施行されることを反映した補正予算であります。改悪介護保険法によって特別養護老人ホームなど、施設の食費と居住費が保険から外れ、全額自己負担になります。在宅の通所介護(デイサービス)などの食費、短期入所(ショートステイ)の食費と居住費も全額自己負担になります。また、家事援助が高齢者の自立を妨げ、介護度の改善に役立っていないなどの理由で新予防給付を導入し、従来の「要支援」、「要介護1」の利用者の多くが「新予防給付」のみの対象になります。家事代行型のホームヘルプ

サービス(訪問介護)が厳しく制限されます。介護保険を利用するお年寄りに年間3,000億円の新たな負担が押しつけられることとなります。本案は、生活保護世帯とか低所得者には配慮したものとなっておりますが、低所得者以外の負担増は認めるといふものであります。介護保険利用者のこれ以上の負担増、サービス後退は認めるわけにはいきません。本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第196号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者50人、起立しない者10人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第196号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第197号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第197号 平成17年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第197号は委員長報告のとおり可決されました。

報告第35号

○議長(宮下順一郎) 次は、報告第35号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第35号は委員長報告のとおり承認されました。

議案第198号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第198号 平成16年度川内町一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「異議あり」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 議案第198号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者55人、起立しない者5人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第198号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第199号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第199号 平成16年度川内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第199号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第200号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第200号 平成16年度川内町老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第200号は委員長報告のとおり認定さ

れました。

議案第201号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第201号 平成16年度川内町介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第201号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第202号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第202号 平成16年度川内町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第202号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第203号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第203号 平成16年度大畑町一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「異議あり」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 議案第203号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者54人、起立しない者6人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第203号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第204号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第204号 平成16年度大畑町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第204号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第205号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第205号 平成16年度大畑町魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第205号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第206号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第206号 平成16年度大畑町老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第206号は委員長報告のとおり認定さ

れました。

議案第207号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第207号 平成16年度大畑町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第207号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第208号

○議長（宮下順一郎） 次は、議案第208号 平成16年度大畑町介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第208号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第209号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第209号 平成16年度脇野沢村一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「異議あり」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 議案第209号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者54人、起立しない者6人)

○議長(宮下順一郎) 起立多数であります。よって、議案第209号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第210号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第210号 平成16年度脇野沢村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第210号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第211号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第211号 平成16年度脇野沢村介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第211号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第212号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第212号 平成16年度脇野沢村老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第212号は委員長報告のとおり認定さ

れました。

議案第213号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第213号 平成16年度脇野沢村簡易水道特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第213号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第214号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第214号 平成16年度脇野沢村下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第214号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第215号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第215号 平成16年度川内町水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第215号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第216号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第216号 平成16年度大畑町水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第216号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第217号

○議長(宮下順一郎) 次は、議案第217号 平成16年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第217号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第37 報告に対する質疑

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第37 報告第34号平成16年度むつ市水道事業会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、発言を許可します。45番柴田峯生議員。

(45番 柴田峯生議員登壇)

○45番(柴田峯生) 水道事業会計継続費精算報告書につきまして質疑をいたしたいと思っております。

先日の決算の会議のときと、あるいは工・孝夫議員の一般質問でアスベストに関してご回答も出ていますが、多少重複する部分があると思っておりますが、お許しいただきたいと思っております。

まず第1点は、この事業によって行われた状況を、例えば平成16年度の配水管布設がえ工事を見ますと24件、それから主管の取りかえ工事を見ますと9件、これらが事業者が16社で行われております。そして、老朽管の更新に当たって石綿セメント管(アスベスト管)4,431.8メートルで11路線、これが平成5年から平成16年度までの12年間の設定の中で行われている事業量になっているわけです。したがって、この工事期間中の作業における安全管理や作業員の健康面などの追跡調査

をなされているのか、まず第1点お伺いしたいと思います。

二つ目は、この工事によってむつ市の水道から石綿管が完全に撤去されたのかどうか。それから、もう一つは1984年の調査によりますと、原因が特定されないけれども、発がん物質として、特に肺がんの対象物質が出ているという調査がございます。したがって、作業従事者の、この工事そのものは恐らく埋め殺しによって処分されていると思っておりますが、管の切りかえとかそういった段階で作業におけるアスベストの吸引という被曝がなかったのかどうか、現在そういう対象になるような人が出ているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 公営企業局長。

○公営企業局長(新谷博仁) 老朽管更新事業の工事におきます作業の安全管理体制と作業員の健康面における追跡調査というふうなことでお尋ねしてございますけれども、まず安全管理についてでございます。水道維持管理指針というのがございまして、これに基づきまして作業の指示をいたしてございます。

まず、内容としましては、石綿管の作業に当たりましては、粉じんを発生させないことが大原則でございます。取りかえに当たりましては、継ぎ手の部分、1本4メートルから5メートルぐらいですが、極力切らないように、1本分をそのまま取り外すということにいたしております。また、やむを得ず切断ですとか、せん孔、穴をあける作業を伴う場合は散水をするなど、湿潤な状況で切断し、作業員は防じんマスクを使用しなさいという指導をして工事を発注いたしております。ただ、この工事の内容でございまして、ただいま柴田議員ご指摘のとおり、埋め殺しでございます。既設の管にはほとんど手をかけないという状況でございます。鑄鉄管のようなものに取りかえていくということでございますので、今ご心配のような粉

じんが発生するというふうなことは想定しておらないということでございます。

また、作業員の健康面における追跡調査はどうなっているかということですが、今までのところ、まだそのような被害状況を聞いたというふうなことはございません。ただ、本年の7月15日でございますが、厚生労働省の労働基準局長から都道府県の労働局長あてに通達がございまして、石綿取り扱い事業者に対しまして、労働安全衛生法上からの健康診断の実施の要請がなされております。これによりまして、労働基準監督署の方から各石綿取り扱い事業者に対しまして作業員の健康面の健康診断を実施しなさいということが要請されておるところでございます。

また、企業局の部分でございますけれども、企業職員につきましては、直接携わるというものはございません。現場に立ち会うことはございますが、直接携わったということにはございませんので、企業職員の部分だけの調査というの、いたしてございません。ただ、そのような肺がんとかなんとかということで病気になったというふうな方もまだ聞いていないような状況でございます。

それから、石綿セメント管の除去は完全に終わったかということですが、これは7日の工・孝夫議員の一般質問でもお答え申し上げました。まだ市内には7,826メートル、むつ地区は4,200メートル、川内地区は1,188メートル、脇野沢地区につきましては2,438メートル残っております。ただ、残った管でございますが、むつ地区の分につきましては私有地に布設されておるところと、それからまだ個人管、不動産業者が所有している管ですとか、枝管の個人の管でございますが、まだ局の方へ寄附を受けていない管ということでなかなか取りかえも困難でございます。

また、川内、それから脇野沢の石綿管でございますが、これは簡易水道の設備でございまして、

これにつきましては一般会計と十分協議を行いながら資金面の手当てをしなければなりません。先日市長からも強い要望ということでございましたので、早速一般会計の方と検討作業に入りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 埋め殺しをする際に、管の中に土砂を入れて埋め殺すのか、それともそのまま埋め殺しているのか、それによって地下水の汚染につながらないのかどうか。特にむつ市内は、昔からいい水だということで歌にも歌われておりますので、そういった心配はないのかどうか。それから、脇野沢の関係につきましても、私が担当から聞いた範囲では、九艘泊から芋田の間の管に400メートル、それから小沢地区の場合は浄水場から部落の入り口まで1,800メートルまだ管が残っているというようなことであります。こういったものも今後改修について検討していただきたいわけですが、いずれにしてもそういう管をそのまま埋めた場合、地盤沈下とか、先ほど申し上げたような地下水の汚染にならないのかどうか、その辺もひとつお答えをいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 公営企業局長。

○公営企業局長（新谷博仁） 管の埋設してある深度でございますけれども、これは一般土木工事も置きかえ深度というふうな名称でございますけれども、大体60センチということになってございますが、私どもの水道管につきましては1メートル20センチぐらいのところ埋設してございます。管径につきましては、大体100から150ミリが本管という格好でございますので、そのまま埋め殺しと。もしつぶれたとしましても、土の膨張度と申しますか、そういうもので陥没が起きるとか、そういう心配は要らないのではないかとこのように思っております。

また、議員ご心配の地下水に悪影響を及ぼさないかということでございますが、そちらの方につきましては、これからいろんなことが調査されてまいると思っておりますけれども、日本国じゅうそのような形での処理でございます。管が壊れたり、または風化しない限り石綿そのものが出てくることはないということでございますので、そのまま地下に埋まっておれば安全なものというふうな認識をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 大体壊れることがないだろうということですが、方々で地下に砒素毒とか、あるいは昔の軍隊の砲弾などが埋められているところは、大分地盤沈下とか、そういった修復による地盤沈下などが起きていますので、そういった面も今後十分配慮してほしいと思います。

そこで、今後残っているところを工事するに当たって、いわゆる今問題となっているアスベストの処理に当たって、設計上今後どういう配慮をしていくお考えですか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 公営企業局長。

○公営企業局長（新谷博仁） 今後の工事の設計上の配慮ということでございますけれども、今後やはり覆土をそのまましていきたいと。アスベスト管の作業の取り扱いというものが平成17年の7月に厚生労働省の方からも出されております。これによりまして、最後の最終処分に当たっては飛散のないように土中に埋めておくということが指導されてございます。引き上げまして、正規の形でアスベストの処理をできれば一番よろしいのしょうけれども、そのような施設もなかなか近いところはないということで、数が限られてございます。ですから、もしやるとすれば日本国じゅうでそこへ持っていくということになると、なか

なか処理も難しいのではないかと。それで私どもとしましては、そのまま土に埋めておこうというふうな考え方でございます。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 今後アスベストの被害が出ないようにくれぐれも設計、施工に当たって配慮していただくことを希望して終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で報告第34号の質疑を終わります。

報告第34号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第38 議員派遣

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第38 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（宮下順一郎） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第185回定例会を閉会いたします。

午後 3時03分 閉会